

日本微生物資源学会細則

第1章 役員および委員の選出

第1条 理事の選出は、つぎの方法による。

- (1) 理事会は任期最終年度の10月末までに、正会員の中から選挙管理委員3名を選任し、選挙管理委員会を構成する。選挙管理委員会は理事の選挙に関する事務を行う。
- (2) 選挙人および被選挙人は正会員とする。
- (3) 選挙管理委員会は、書面、ホームページまたは会誌により、期日および方法を当該年度の12月末までに明示して、理事候補の推薦および立候補を求める。候補者の推薦は、推薦者(正会員)の名を記して正会員1名を推薦するものとする。
- (4) 理事候補者が定数を越えた場合、選挙管理委員会は、書面、ホームページまたは会誌により理事候補者名簿、投票期日および投票方法を公示して、郵送で無記名投票を求める。
- (5) 選挙管理委員会は得票数順で当選者を決定する。選挙管理委員会は、その結果を会長に報告し、任務を終える。
- (6) 理事候補者が定数を越えなかった場合は、候補者名簿等の公示および投票を省略して全候補者を新理事として決定できる。但し、会長は新理事を招集して新会長の互選を委嘱する。互選された新会長は不足数の新理事を指名・決定できる。
- (7) 会長は3月末日付で新理事委嘱状を発送し、それをもって新理事会が発足する。
- (8) 会長はこれらの結果を総会で報告する。

第2条 理事および監事に欠員が生じた場合は、会長は正会員の中より候補者を推薦し、理事会の承認を受けて補充することができる。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 附則

第3条 この細則は、平成28年9月21日に発効した。

平成28年9月21日発効

平成28年9月21日施行

(注)

第1条(1):選挙管理委員は被選挙人として立候補することはできない。

第1条(3):推薦は自薦・他薦を含むものとする。他薦の場合は推薦人が被推薦者の立候補の意思を確認するものとする。